

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

地区番号 区域番号	整理 番号	土地の所在地 (町字・地番)	登記 地目	用途 区分	面積 m ²	事業（転用）目的	除外要件、他法令上の審査状況
							市町村総合意見
五條B	1	阪合部新田町59-1の一部	山林	樹園地	987.5	農業施設	<p>1 農業施設の建設にあたり、近くの農用地区域外に適当な土地はなく当該地は農地法関係の転用許可見込みがある農地を選んでの申請である。</p> <p>2 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。</p> <p>3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。</p> <p>4 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。</p> <p>5 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。</p> <hr/> <p>除外する土地は最小限必要な規模であり、集团的に存在する農用地でもない。 また、現時点では、所有者が管理できておらず、借り手もない状態であり、他法令についても認可見込みであり、五條市地域計画へも支障がないことを考慮し、やむを得ないと判断する。</p>

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

地区番号 区域番号	整理 番号	土地の所在地 (町字・地番)	登記 地目	用途 区分	面積 m ²	事業（転用）目的	除外要件、他法令上の審査状況
							市町村総合意見
五條 A	2	今井町1519番	田	休耕地	532.0	太陽光発電施設	1 太陽光パネルを設置するにあたり、近くの農用地区域外に適切な土地はなく当該地は農地法関係の転用許可見込みがある農地を選んでの申請である。
		今井町1524番	田	休耕地	1,216.0		
五條 A	4	中之町431番3	田	休耕地	1,315.0	太陽光発電施設	2 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。
五條 A	5	釜窪町692番1	田	休耕地	809.0	太陽光発電施設	3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。
		釜窪町693番1	田	休耕地	555.0		
		釜窪町694番1	田	休耕地	132.0		
							4 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。
							5 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。
							除外する土地は最小限必要な規模であり、集团的に存在する農用地でもない。 また、現時点では、所有者が管理できておらず、借り手もない状態であり、他法令についても認見込みであり、五條市地域計画へも支障がないことを考慮し、やむを得ないと判断する。

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

地区番号 区域番号	整理 番号	土地の所在地 (町字・地番)	登記 地目	用途 区分	面積 m ²	事業（転用）目的	除外要件、他法令上の審査状況
							市町村総合意見
五條 A	3	西河内町463番1 西河内町464番	田	休耕地	177.0	青空駐車場	<p>1 青空駐車場、資材置場、遊戯スペースの整備にあたり、近くの農用地区域外に適当な土地はなく当該地は農地法関係の転用許可見込みがある農地を選んでの申請である。</p> <p>2 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。</p> <p>3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。</p> <p>4 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。</p> <p>5 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。</p> <hr/> <p>除外する土地は最小限必要な規模であり、集团的に存在する農用地でもない。 また、現時点では、所有者が管理できておらず、借り手もない状態であり、他法令についても認可見込みであり、五條市地域計画へも支障がないことを考慮し、やむを得ないと判断する。</p>
			田	休耕地	224.0		
五條 B	6	野原東3丁目132番 野原東3丁目134番	田	休耕地	468.0	資材置場	
			田	休耕地	422.0		
五條 A	7	中之町497-1 中之町498-1	田	休耕地	567.0	遊戯スペース	
			田	休耕地	2,060.0		
		中之町497-3	田	休耕地	120.0		
五條 A	8	西河内町79 西河内町80	田	休耕地	614.0	青空駐車場	
			田	休耕地	85.0		

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

地区番号 区域番号	整理 番号	土地の所在地 (町字・地番)	登記 地目	用途 区分	面積 m ²	事業（転用）目的	除外要件、他法令上の審査状況
							市町村総合意見
五條A	9	岡町1748番3	雑種地	宅地	27.0	—	<p>1 農地として再生される見込みがないと判断し、農振法10条3項に該当しなくなったため。</p> <p>2 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。</p> <p>3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。</p> <p>4 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。</p> <p>5 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。</p> <hr/> <p>農地として再生される見込みがないと判断し、農振法10条3項に該当しなくなったため、やむを得ないと判断する。</p>